

2019年9月26日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECD、BEPS行動13に関する ピアレビュー第2フェーズの結果 とパブリックコンサルテーション の実施を発表

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

2019年9月3日、経済協力開発機構(OECD)は、税源浸食及び利益移転(BEPS)プロジェクト行動13「移転価格文書化および国別報告書」のミニマムスタンダードについてのピアレビュー第2フェーズの結果(コンプレーション)を発表しました<sup>1</sup>。

コンプレーションによれば、80を超える国・地域が、多国籍企業(MNE)グループに対し国別報告書(CbCR)の提出義務を課す法律をすでに導入しており、連結グループ総売上が7億5,000万ユーロを超えるほぼすべてのMNEグループを対象としています。法律が制定されている場合、CbCRの実施は行動13のミニマムスタンダードにほぼ一致していることが判明しています。一方41の国・地域は国内の法的または行政上の枠組みの導入または最終化を促すよう全般的な勧告を受けており、17の国・地域はその枠組みの特定の領域を改善することを求めるいくつかの勧告を受けました。

この次の年次ピアレビュー(フェーズ3)は2019年7月に開始され、フェーズ2ピアレビューで勧告を受けた事項に対処する国・地域の進捗状況に焦点を当て、OECD包摂的枠組みに参加するすべての国・地域のレビューを行うことを目指しています。

さらに、OECDはCbCRに関する各国・地域の情報に関するWebサイトを更新しました。更新されたWebサイトには、各国・地域のCbCR実施に関するハイレベルの情報を提供する一覧表が含まれています。この表は、各国・地域によるCbCR導入の有無、CbCR規則の発効日、CbCRの閾値、提出期限、ローカルファイリングおよび最終親会社届出事項提出要件導入の有無、CbCRの自動的交換に関する権限ある当局による多国間合意(MCAA)に署名しているか否か、MCAAの下での交換に関して互恵的であるか否か、そしてCbCRの適切な使用を確保する管理の有無についてまとめています。

## 詳細解説

### 背景

2015年10月、OECDはBEPS行動計画の15の重点分野に関する最終レポートを公表しました<sup>2</sup>。行動13は特にCbCRに関連し、ミニマムスタンダードとして特定の報告要件を設定し、これがピアレビューの対象となります。2017年2月1日、OECDはBEPS行動13CbCRについてピアレビューの付託条項(ピアレビュードキュメント)を発表しました<sup>3</sup>。ピアレビュードキュメントにおける付託条項は、CbCRの次の3つの重要な側面、(a)国内法上または行政上の枠組み、(b)情報交換の枠組み、および(c)CbCRの機密保持と適切な使用に焦点を当てています。

ピアレビューの手続きは、2017年から2019年にわたる段階的なアプローチであり、ミニマムスタンダードとの不一致を早期に感知できるようにするとともに、不一致に対処する措置を講じる機会を提供するものです。ピアレビューの各フェーズでは、各国・地域における実施状況のさまざまな重要な側面に焦点を当てています。フェーズ1では、国内法または行政上の枠組みと機密保持という側面に焦点を当てました。フェーズ2では、情報交換の枠組みと適切な使用に重点が置かれています。フェーズ3では、各国・地域の実施状況について3つの重要な側面すべてを確認します。

2018年5月23日、OECDはCbCR実施に関連する法律または情報を提供した95カ国・地域のレビューに基づき、年次ピアレビューの最初のコンピレーションを公表しました<sup>4</sup>。

### CbCRに関する年次ピアレビューレポート (フェーズ2 - コンピレーション)

2019年9月3日、OECDは年次ピアレビューの第2回コンピレーションを公表しました。レビューは2019年3月31日時点の実施状況を全般的に反映していますが、CbCR交換を開始した国・地域間の関係数の情報は2019年5月31日時点の状況を反映しています。

コンピレーションは、包摂的枠組みに参加する116カ国・地域のピアレビューについて報告しています<sup>5</sup>。2018年10月1日後に包摂的枠組みに参加した国・地域、もしくはピアレビューの付託条項によってピアレビューに参加しないことを選択した一部の国・地域は上記には含まれていません。ピアレビューに参加しない国・地域は、閾値を超える連結売上を有するMNEグループの最終親会社である居住者企業を有さないこと、およびCbCRのローカルファイリング要件がないことを確認する必要があります。レビューを受けた各国・地域が受け取ったそれぞれ個別のレポートをまとめたものがコンピレーションとなります。

### パートA: 国内法上または行政上の枠組み

各国・地域のレポートの最初の部分パートAでは、要件を満たす納税者が税務当局に対しCbCRを確実にを行うために、その国・地域が国内法および行政を整備しているか否か、そして該当する場合には、最初の年次ピアレビューでなされた勧告に対し評価を受けた国・地域が対応しているか、または対応がなされず未だ勧告がそのままとなっているかを分析しています。パートAは、(a)親会社の提出義務、(b)その範囲と期限、(c)ローカルファイリングの制限、(d)代理提出の場合のローカルファイリングの制限、(e)有効な実施、を対象としています。

コンピレーションによれば、80を超える国・地域でCbCRについて国内法の枠組みが整備されており、連結グループ売上高が7億5,000万ユーロ超のほぼすべてのMNEグループが対象となっています。また残りの包摂的枠組みの国・地域は、国内法の枠組みの最終化に向けて取り組んでいるとのことでした。コンピレーション発表時のOECDのプレスリリースによれば、法律が制定されている場合、行動13ミニマムスタンダードとほぼ一致したCbCRが実施されていることが明らかとなりました<sup>6</sup>。

レビューを受けた116カ国・地域のうち、58の国・地域が国内法および行政上の枠組みに関連するすべての付託条項を満たしました<sup>7</sup>。41の国・地域に対し、国内法および行政上の枠組みの整備または最終化を促す全般的な勧告がなされ<sup>8</sup>、17の国・地域に対しては、枠組みの特定領域の改善を促す1つ以上の勧告がなされました<sup>9</sup>。これには、法律の定義を修正してミニマムスタンダードに確実に準拠させること、グループ売上高の閾値の修正と明確化、およびCbCRのローカルファイリング要件の制限などが含まれています。

## パートB: 情報交換の枠組み

レポートのパートBでは、各国・地域がCbCRの自動交換を可能にする国際的な情報交換協定を締結しているかどうか、およびその程度について述べています。これには(a)情報交換の枠組み、(b)交換情報の内容、(c)情報交換の完全性、(d)交換の適時性、(e)交換の一時停止または適格当局間合意(QCAA)終了のプロセス、(f)システム障害または重大な不適合を判断する前の他の当局との協議、(g)情報交換の形式、(h)送信方法等、情報交換のすべての側面のレビューが含まれます。

コンピレーションによれば、67の国・地域が、2016年1月1日以降、または2017年1月1日以降開始課税期間に発効する多国間または二国間当局合意を有しています。2019年8月現在、82の国・地域がCbCRのMCAAに署名し<sup>10</sup>、2,200を超える二国間の交換関係が始動しています。これらには、MCAAにおける交換関係、EU理事会指令2016/881/EUにおける欧州連合(EU)加盟国間、および租税条約もしくは租税情報交換協定における権限ある当局二国間交換協定の署名者間の関係が含まれます。

コンピレーションは、まだ有効な協定を整備していない国・地域に対し、MCAAへ署名し、MCAAにおける二国間関係を始動させるさらなる措置を講じるように奨励しています。MCAAに署名していない国・地域に対しコンピレーションはもう1つの選択肢として、機密保持、一貫性、および適切な使用条件を満たす二国間の権限ある当局間協定を、包摂的枠組みの加盟国・地域と締結するべく積極的に取り組むことを提案しています。

レビューを受けた116カ国・地域について、54の交換関係が情報交換に関するすべての付託条項を満たしていました<sup>11</sup>。残りの62カ国・地域は、特定の領域を改善することを求めるいくつかの勧告を受けました。これらの勧告には、包摂的枠組みの加盟国・地域との、機密保持、一貫性、および適切な使用条件を満たす二国間の権限ある当局間協定締結に取り組むこと、およびこれによってその国・地域が税務情報の自動交換を規定する情報交換協定を有効にすることなどが含まれます。また、最初の情報交換に先立って、情報交換の枠組みに関する付託条項に定められた方法で確実に情報交換が行われるようにするためのプロセス、または文書化された手順を導入するようにとの勧告もあります。

## パートC: 機密保持と適切な使用

レポートの最後パートの第3部では、各国・地域が、CbCRの機密を確実に保持し、適切に使用するための措置を有しているかが評価されています。機密保持に関して、国・地域は、特に、

受け取った情報を機密情報として取り扱い、ローカルファイリングによって入手するCbCRに含まれる情報の機密性の法的保護を実施することを規定する国際的な情報交換メカニズムを持つべきであり、機密情報の不正開示または不正使用に対して効果的な罰則を設けて、一般的に実務上、機密保持を確保するものとされます。

適切な使用に関して、ピアレビューでは、受け取ったCbCRは、移転価格リスクやその他のBEPS関連リスクのハイレベルな評価、および必要に応じた経済分析ならびに統計分析にのみ使用できるものであり、詳細な移転価格分析の代替や移転価格の妥当性に関する推断的な証拠として、または配分式に基づいて納税者の所得を調整するために使用することはできないとされています。

コンピレーションによれば、58の国・地域がCbCRの適切な使用を確保するための措置を講じています<sup>12</sup>。OECDは、CbCRの適切な使用に関する詳細情報を、最初の年次ピアレビューでは39カ国・地域から、2回目の年次ピアレビューではさらに19カ国・地域から受け取っています。他の国・地域は、適切な使用に関する措置がまだ整備されていない、または整備中であるかもしくはこの点に関する情報を提供していません。アンギラ、バハマ、バーレーン、バミューダ、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、コスタリカ、キュラソー、ナイジェリア、ペルー、ルーマニア、カタール、タークス・カイコス諸島、およびアラブ首長国連邦は、非互恵的な国・地域であり、交換パートナーにCbCRを提供することを約していますが、他の国・地域の税務当局に提出されたCbCRを受け取ることはせず、またローカルファイリングの適用はありません。そのため、これらの14カ国・地域については、パートCの対象となるコンプライアンスについての評価は行われませんでした。

機密保持要件の評価について、コンピレーションは、税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラムの作業と結論に基づいてレビューが行われたとしています。グローバルフォーラムは、自動的情報交換(AEOI)の標準に関して機密保持とデータ保護の専門家による予備的評価を実施しています。レビューの対象となった116カ国・地域のうち、73の国・地域はAEOI標準の実施に関連する機密保持とデータ保護に関するグローバルフォーラムによる評価をすでに受けており、これらの国・地域に対する勧告はありませんでした。一方12の国・地域はレビューの結果を受けて、現在グローバルフォーラムによって公表された行動計画に取り組んでいます。これには国・地域の内部システムおよび手続きに関する非公開情報が含まれているため、作業結果は公表されておらず、これ以上の機密保持レビューの詳細はコンピレーションに述べられていません。

## OECDによるCbCR実施概要とその他のCbCR関連作業

コンピレーションでは、2018年6月に行われたCbCRの最初の交換以降、移転価格およびその他のBEPS関連リスクの評価に際し、税務当局がCbCRを効果的に使用できるよう支援する作業が進行中であると述べられています。コンピレーション発表時のOECDのプレスリリースによれば、大規模なMNEの多国間リスクを評価する国際コンプライアンス保証プログラム(ICAP)の試験導入<sup>13</sup>、税務当局の国際的に共通する税務リスク要因に対する理解と潜在的なリスク指標解釈の一貫性を向上させるための比較リスク評価(CoRA)イニシアチブ、税務当局によるCbCRを使用した潜在的な税務リスクの重要指標特定を支援するためにOECDによって現在開発中の税務リスク評価ツール(TREAT)など、CbCRはいくつかの関連プロジェクトの中心となっています。これらの関連プロジェクトに加え、OECDは2020年のCbCRミニマムスタンダードレビューの作業を進めており、CbCRの内容を変更して追加または異なるデータ報告を求める必要性を評価するために、パブリックコンサルテーションを2020年初頭に実施することがプレスリリースで発表されました。

コンピレーションの発表に加え、OECDは各国・地域のCbCR実施状況に関するWebサイトを最近更新し、ハイレベルの情報を提供する一覧表を提供しています。ウェブサイトではさらに、国・地域によるCbCR導入の有無、CbCR規則の発効日、CbCR要件の閾値、提出期限、ローカルファイリングおよび通知導入の有無、CbCRのMCAAに署名しているか否か、MCAAにおける情報交換に関して互恵的または非互恵的であるか、そしてCbCRの適切な使用を確保する管理の有無についての情報を提供しています。

## 今後の影響

この次の年次ピアレビュー(フェーズ3)は2019年7月に開始され、フェーズ2ピアレビューで勧告を受けた事項に対処する国・地域の進捗状況に焦点を当て、OECD包摂的枠組みに参加する残りの国・地域のレビューを行います。

コンピレーションは、CbCR要件の実施が世界中で大きな進展を見せたこと、その結果として税務当局間での税務・財務データの共有が増加したことを確認しています。したがって、納税者は、CbCRの提出によって1つの税務当局に提供される情報が、他の関連する国・地域と共有されるということに認識しなければなりません。

さらに、OECDリスク評価ツールが今後整備されるということは、多くの税務当局がすでにCbCRデータ分析を使用していることに加え、MNEのデータガバナンスへの取り組みが現在と将来両方の要請を確実に満たすようであればならないということを示しています。

またCbCRミニマムスタンダードに関して2020年初頭にパブリックコンサルテーションが行われるという発表にも留意が必要です。企業は、このコンサルテーションに参加し、CbCRに関する経験に基づくフィードバックを提供することができます。

## 巻末注

1. <http://www.oecd.org/tax/beps/country-by-country-reporting-compilation-of-peer-review-reports-phase-2-f9bf1157-en.htm>
2. EY Global Tax Alert 2015年10月6日付、「[OECD releases final reports on BEPS Action Plan](#)」をご参照ください。
3. EY Global Tax Alert 2017年2月6日付、「[OECD releases peer review documents on BEPS Action 5 on Harmful Tax Practices and on BEPS Action 13 on Country-by-Country Reporting](#)」をご参照ください。
4. EY Global Tax Alert 2018年5月25日付、「[OECD releases first annual peer review report \(Phase 1\) on Action 13](#)」をご参照ください。
5. アンドラ、アンゴラ、アンギラ、アルゼンチン、アルバ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、バミューダ、ボツワナ、ブラジル、英領ヴァージン諸島、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア、カメルーン、カナダ、ケイマン諸島、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、ハイチ、香港(中国)、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ジャージー、カザフスタン、ケニア、韓国、ラトビア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ(中国)、マレーシア、モルディブ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モントセラト、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、北マケドニア共和国、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、タークス・カイコス諸島、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア。
6. <http://www.oecd.org/tax/beps/oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-delivers-tax-transparency-action-13-country-by-country-reporting-shows-big-progress.htm>
7. アンドラ、アンギラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、バミューダ、ブラジル、英領ヴァージン諸島、ブルガリア、カナダ、ケイマン諸島、コロンビア、クロアチア、キュラソー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、香港、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、マン島、イタリア、日本、ジャージー、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、サンマリノ、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スウェーデン、スイス、タークス・カイコス諸島、英国。
8. アンゴラ、アルバ、バーレーン、バルバドス、ベリーズ、ベナン、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、カメルーン、コンゴ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、ガボン、ジョージア、ハイチ、アイスランド、イスラエル、ジャマイカ、ケニア、リベリア、マカオ(中国)、モルディブ、モンゴル、モントセラト、北マケドニア、オマーン、パラグアイ、セントルシア、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、タイ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベトナム、ザンビア。
9. バハマ、チリ、中国、コスタリカ、コートジボワール、フランス、インド、カザフスタン、ラトビア、ナイジェリア、パプアニューギニア、ルーマニア、ロシア、スペイン、スリランカ、米国、ウルグアイ。
10. アンドラ、アンギラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベリーズ、バミューダ、ブラジル、英領ヴァージン諸島、ブルガリア、カナダ、ケイマン諸島、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キュラソー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、ハイチ、香港(中国)、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、日本、ジャージー、カザフスタン、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タークス・カイコス諸島、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ。
11. アンギラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、バミューダ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、ケイマン諸島、コロンビア、クロアチア、キュラソー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、マン島、イタリア、日本、ジャージー、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、サンマリノ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ウルグアイ。
12. アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、コロンビア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イタリア、日本、ジャージー、ラトビア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モルディブ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、サンマリノ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、タークス・カイコス諸島、英国、米国、ウルグアイ。
13. EY Global Tax Alert 2018年1月26日付、「[OECD launches International Compliance Assurance Programme pilot](#)」(2018年2月8日付日本語のアラート「[OECDが国際コンプライアンス補償プログラム試験導入を開始](#)」)、および2019年4月4日付、「[OECD's Forum on Tax Administration announces International Compliance Assurance Programme \(ICAP\) 2.0 and publishes new Pilot Handbook](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

須藤 一郎  
野本 誠

パートナー  
パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com  
makoto.nomoto@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)